

- 地震に備え災害に強いまちをつくる -

木造住宅などの 耐震化を支援します

阪神・淡路大震災や熊本地震では、家屋の倒壊等により多くの方が亡くなりました。これらの地震で、昭和56年以前に建てられた建物に大きな被害が見られました。このことから、区では、大規模地震への備えとして、昭和56年5月以前に建てられた木造住宅等に、耐震化のための費用の一部を助成しています。

⚠ 令和7年度 申請受付期間 ⚠

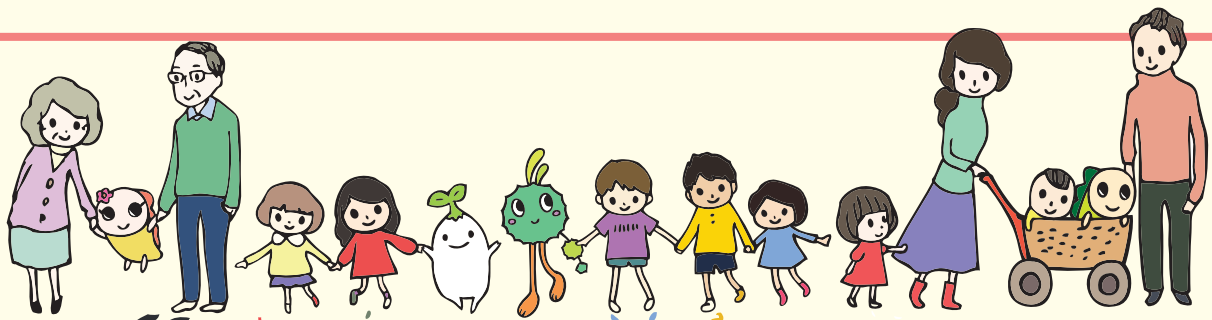
耐震改修工事 ▶ 4月1日(火)~12月19日(金)

特定精密診断 ▶ 3月上旬の審査申請に間に合うもの

※上記については、令和8年3月末までに助成金振込が完了するもののみ受け付けますので、完了実績報告を令和8年2月末までに行う必要があります。

※簡易診断・区精密診断はいつでも受け付けることができます。

※次年度は、令和8年4月1日から受付予定です。





助成の対象

助成対象者

▶ 杉並区内の木造住宅等の所有者

対象となる建築物

▶ 昭和56年5月以前に建築した2階建て以下の木造建物

※特殊な構造等、建物によっては、診断できない場合もあります。

建物の登記事項証明書、固定資産税納税通知書・課税明細書、建築確認通知書等で確認してください。



耐震化のながれ

必ず①～③の流れに沿って、耐震化を進めてください。

1. 簡易診断

耐震性のおおまかな評価を行います。(無料)

2. 精密診断

耐震補強の必要性の要否や補強後の耐震性の評価を行います。

(1)区の派遣する診断士による区精密診断、または(2)特定木造精密診断士による特定精密診断いずれかの費用の一部を助成します。

(1)と(2)のどちらかを選んでお申し込みください。

	(1) 区精密診断	(2) 特定精密診断
診断士	診断士は選べません。	申請者が名簿から選びます。
助成額	11万円(費用は延べ床面積により異なります。)	11万円まで(費用は契約により決定します。)

3. 耐震改修

(1)または(2)の精密診断の結果、lw値が1.0未満であり、補強計画に基づき耐震改修を行う場合に、費用の一部を助成します。

※大規模修繕・模様替えとなる工事を行う場合、建築確認申請が必要となる可能性があります。詳細は、建築課または指定確認検査機関にお問い合わせください。

助成額例(一般地域の一戸建ての住宅の場合です。詳しくはP5をご覧ください。)

改修後の上部構造評点(lw値)	助成限度額と助成割合	
1.0 以上	150 万円まで	耐震改修に要する費用の 1 / 2 (千円未満切捨て)
1.0 未満	50 万円まで	

◆耐震改修助成の対象外となる建物・所有者◆

- 耐震改修に係るほかの補助金を受けている建物
- 公共施設や大企業の所有する建物
- 建築基準法に抵触している建物(道路突出、接道がない、避難規定が満たしていない等)
- 住民税(都民税・特別区民税等、中小企業の場合は法人住民税)を滞納している所有者

上部構造評点(lw値)については右ページをご覧ください。





1. 簡易診断（無料）

耐震性に不安のある建物を区の派遣する「木造耐震診断士」が調査し、建物の耐震性を大まかに評価し、さらに精密な診断や補強が必要かどうか判定します。**費用は無料**です。

申込方法

1. 申込み

巻末の「簡易診断申込方法」をご確認いただき、インターネット、郵送またはファクスでお申し込みください。

2. 派遣通知書の送付 木造耐震診断士からの連絡

申込み後、1週間ほどで「木造住宅等耐震化支援事務局」から派遣通知書が送付され、診断士から電話連絡があります。調査の日時についてご相談ください。

3. 調査

建物内に入り、間取りの調査や外回りを調査しますが、壁を剥がす等の調査はしません。

4. 簡易診断結果 報告書送付

簡易診断結果は、報告書にまとめ、申請者に送付します。



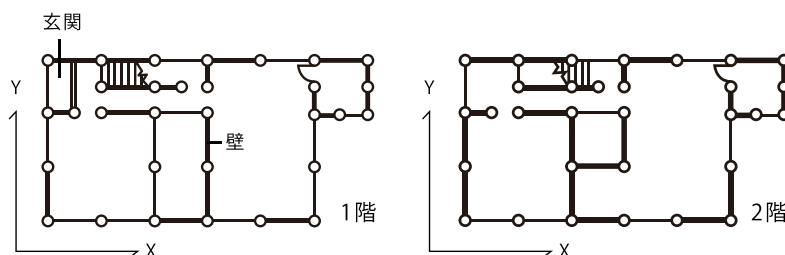
※ 簡易診断は、あくまでも耐震安全性の目安なので、精密診断や改修工事の設計等はいきません。
※ 耐震改修助成の対象外となる可能性のある建物には、その旨を簡易診断結果報告書に添付し、送付します。



上部構造評点（Iw値）・診断結果について

木造住宅が大地震の揺れに対して、倒壊するかどうかは、上部構造評点（Iw値）の結果により判断します。建物が必要な耐震性能を満たすには、**Iw値が1.0以上である必要**があります。

精密診断では建物を階別にX・Y方向に分けて算出します。そして算出された評点の中で、一番低い数値を右表のように判定し、これに「地盤」、「地形」、「基礎」評価を合わせたものが建物の診断結果となります。



上部構造耐力の評価

上部構造評点 (Iw値)	判定
1.5 以上	倒壊しない
1.0 以上～1.5 未満	一応倒壊しない
0.7 以上～1.0 未満	倒壊する可能性がある
0.7 未満	倒壊する可能性が高い



2. (1) 区精密診断（区助成あり）

お申込みからの流れと必要書類・診断費用は以下のようになります。

申込み

申込書は、簡易診断結果報告書に同封して送付します。
区精密診断を申込みの場合、木造耐震診断士派遣（精密診断用）申込書に必要事項を記載し、郵送またはファックスでお申し込みください。

派遣通知書の送付および診断士からの連絡

申込み後、1週間ほどで「木造住宅等耐震化支援事務局」から派遣通知書が送付され、診断士から電話連絡があります。調査日時についてご相談ください。

調査・精密診断およびモデルプランの作成

建物の内部・外部を調査し、精密診断のための図面を作成のうえ、耐震性を上部構造評点（Iw 値）で評価します。壁をはがす等、建物を壊しての調査は行いません。
診断結果により、耐震改修を行うためのモデルプランを提案します。

※区が定める精密診断とは、「木造住宅の耐震診断と補強方法（一般財団法人日本建築防災協会）」の「精密診断方法1 保有耐力診断法」に基づく精密診断です。

診断費用の振込 および精密診断結果の説明

調査日から2週間以内に指定の口座に申請者負担額を振り込んでください。
その後、診断士が耐震診断の結果をご説明に伺います。改修のアドバイスも行います。

— 区精密診断費用 —

建物の延べ床面積※1	診断費用	区助成額	申請者負担額	※1 申請建物が、増築等により、別々の構造体になっている場合は、それぞれの延べ面積に応じた算定とし、それぞれの診断が必要になります。 ※2 延べ面積が250㎡以上の場合は、建物形状の複雑さの度合いに応じて算定します。
116㎡（約35坪）未満	16万円	11万円	5万円	
116㎡以上166㎡（約50坪）未満	19万円		8万円	
166㎡以上200㎡（約60坪）未満	21万円		10万円	
200㎡以上250㎡（約76坪）未満	23万円		12万円	
250㎡以上	※2		※2の金額 -11万円	

注）簡易診断報告書に記載されている延べ床面積は目安です。



2. (2) 特定精密診断（区助成あり）

お申込みからの流れと必要書類・助成額は以下ようになります。

申込み

申請書等は、簡易診断結果報告書に同封して送付します。「杉並区特定木造精密診断士登録簿」より、区に登録している診断士を選び、直接連絡して精密診断を依頼してください。その後、右記の提出書類を揃え、区に直接お持ちください。

1. 精密診断助成金交付申請書
2. 区の実施した簡易診断結果報告書
3. 所有および建築年月が確認できる書類（コピー可）
（建物登記事項証明書、
固定資産税納税通知書・課税明細書等）
（建物所有者が共有でいる場合、同意書）
4. 精密診断見積書（コピー可）
（名義に連名者がいる場合、同意書）
5. 診断士登録証（コピー可）
6. その他区長が必要と認めるもの
（申請手続きを第三者に委任する場合、委任状）



助成金交付決定通知

助成金交付申請が承認されると、区から「助成金交付決定通知書」と「審査申請書」を送付します。

契約・診断実施

助成金交付決定通知後に契約・診断してください。※事前に契約を行うと助成を受けることができません。

審査申請

審査委員会の15日前までに右記の提出書類を提出してください。審査委員会は、原則毎月1回開催します。

1. 審査申請書
2. 特定木造精密診断結果報告書
3. 付近見取り図・配置図・各階平面図等
4. 建物外観・室内写真
5. その他区長が必要と認めるもの
※2～4は、2部をご用意ください。

精密診断結果の説明

審査が完了した後、診断士が耐震診断の結果をご説明に伺います。改修のアドバイスも行います。

完了実績報告および助成金振込

右記の提出書類を揃え、完了実績報告をしてください。審査後、区から「助成額確定通知書」が送付され、指定口座に助成金が振り込まれます。

1. 精密診断完了実績報告書
2. 精密診断の契約書のコピー
3. 領収書のコピー
4. 請求書兼口座振替依頼書
5. その他区長が必要と認めるもの

特定精密診断助成額 ＝ 11万円 または 精密診断に要する費用 のどちらか低い額

※精密診断に要する費用が採用された場合、1,000円未満の端数は切り捨てた額となります。



3. 耐震改修（区助成あり）

耐震改修の内容と助成限度額及び助成割合

	種別	改修後のIw値	助成限度額と助成割合	
			(ア)	(イ)
耐震改修 助成額	※2の②に該当し、かつ、狭あい 道路拡幅整備を伴うとき(1)	1.0 以上	300 万円	耐震改修に要する費用の 3/4
		1.0 未満	150 万円	
	※1又は※2のどちらかに該当 するとき(2)	1.0 以上	250 万円	耐震改修に要する費用の 2/3
		1.0 未満	100 万円	
	※1と※2のどちらにも該当 しないとき(3)	1.0 以上	150 万円	耐震改修に要する費用の 1/2
		1.0 未満	50 万円	

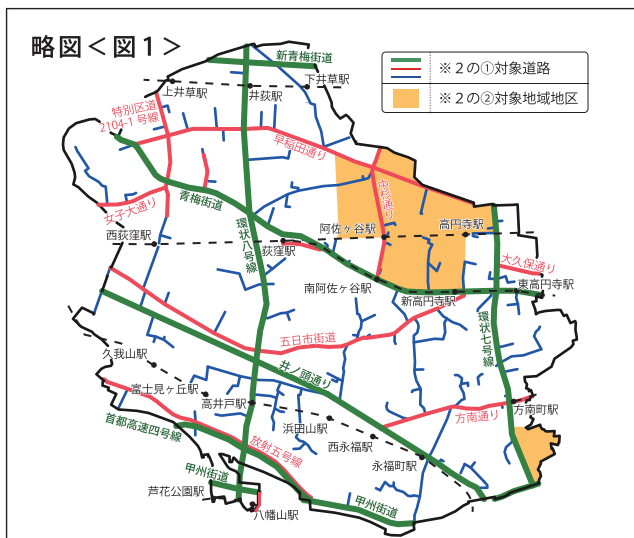
- ◆助成額は、上表の(ア)欄の助成限度額と(イ)欄の額のうち、少ない額となります。
- ◆(イ)欄の額に1,000円未満の端数を生じた場合、その端数を切り捨てた額となります。
- ◆共同住宅や長屋でIw値1.0以上の改修を行う場合、助成限度額は、住戸数に15万円を乗じた額を上表の(ア)欄の額に加算した額となります。
- ◆下記の1～4に該当する者が、改修前から助成申請を行う「一戸建ての住宅」に居住しており、Iw値1.0以上の改修を行った後も居住を続ける場合、**耐震改修助成額**は、上表より算出される耐震改修助成額に、《耐震改修に要する費用の(1):3/20、(2):7/30、(3):2/5(1,000円未満切り捨て) または 160万円 のどちらか低い額》を加算した額となります。(住民票等による居住確認を行います。)
- 1 身体障害者手帳をお持ちの方 2 愛の手帳をお持ちの方
- 3 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 4 介護保険の要介護・要支援認定を受けている方

【※1 区が指定する特に耐震化を促進する建物】

- ① 杉並区地域防災計画で震災時の協力協定を結んでいる団体が所有し、主として当該協定目的のために使用している建物(一部除外)
- ② 幼稚園、保育所、グループホーム等の高齢者施設及び障害者の福祉施設
- ③ 診療所、産院及びその他の地域医療施設

【※2 区が指定する特に耐震化を促進する地域の建物】

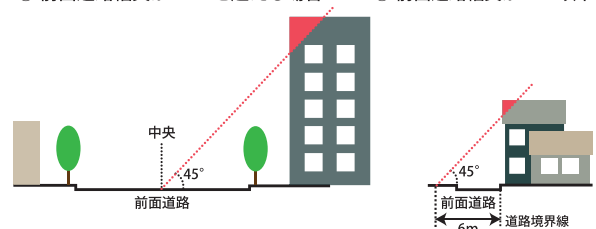
- ① 震災時に避難や消火、救助活動、緊急物資の輸送に支障がないように指定された道路(杉並区緊急道路障害物除去路線<図1>)沿道にある<図2>に該当する建物
- ② 木造住宅密集地域(東京都の防災都市づくり推進計画の整備地域)または不燃化特区(都知事が不燃化推進特定整備地区として指定した区域)内にある建物



道路閉塞させる建物<図2>

赤点線に建物本体が当たる建築物が対象となります。

- ① 前面道路幅員が12mを超える場合
- ② 前面道路幅員が12m以下の場合



※工事の見積もりは、2社以上取り、工事金額や工事内容の比較・確認を行いましょう。

助成金交付申請

工事の**契約・着工前**に、必要書類を提出してください。
補強計画や提出書類について審査を行います。

助成金交付決定通知

助成金交付申請が承認されると、区から助成金交付決定通知書と完了実績報告書等を送付します。

耐震改修工事契約・工事着工

助成金交付決定通知を受けてから書面による工事の請負契約書を交わし、工事に着手してください。

※工事箇所ごとに除却前・中・後の施工過程が分かるように写真を撮るよう、施工業者等に依頼してください。
※工事の請負契約書は、耐震改修工事のみとしてください。

工事中(中間検査)・工事完了(完了検査)

工事期間中に中間検査、工事完了後に完了検査を行います。工事写真等を用意してください。

完了実績報告

完了検査終了後、必要書類を提出してください。

完了実績報告時の提出書類

- ① 耐震改修完了実績報告書
- ② 請求書兼口座振替依頼書
- ③ 契約書または注文書・請書(コピー可)
(契約名義は申請者(助成対象者)とする。)
- ④ 領収書(コピー可)
(宛名は申請者(助成対象者)とする。)
- ⑤ 工事写真(施工前・施工中・施工後)(完了検査時に提出)
- ⑥ 是正が確認できる書類(写真・図面)
- ⑦ 住宅耐震改修証明申請書(必要な場合)
(改修後のIw値が1.0以上の場合)
- ⑧ その他区長が必要と認めるもの

助成額確定

区から、助成額確定通知書を送付します。
助成金は、申請者名義の口座に振り込まれます。

助成申請時の提出書類

- ① 耐震改修助成金交付申請書
- ② 精密診断結果報告書一式(コピー可)
- ③ 所有及び建築年月が確認できる書類(コピー可)
(建物登記事項証明書または固定資産税納税通知書+課税明細書等)
(申請者以外に建物所有者が共有でいる場合、同意書)
- ④ 住民税の納税に滞納がないことを証する書類(コピー可)
(住民税(個人・法人)納税証明書または非課税証明書)
- ⑤ 耐震改修工事計画書、施工図及び計算書等
(精密診断法による)
- ⑥ 見積書(コピー可)
(契約名義は申請者(助成対象者)とする。)
(申請者以外に名義に連名者がいる場合、同意書)
- ⑦ 大企業でないことを証する書類(法人の場合)
(法人登記簿全部事項証明書、消費税仕入税額控除確認書等)
- ⑧ 狭あい道路拡幅整備事前協議済通知書(コピー可)
(拡幅整備を伴う場合)
- ⑨ 限度額加算等について対象であることを証する資料
- ⑩ 委任状(申請手続きを第三者に委任する場合)
- ⑪ その他区長が必要と認めるもの

一定の耐震改修を行った場合に、所得税や固定資産税等が減額される場合があります。



きりとり
郵便はがき



料金受取人払郵便

杉並局承認

7071

差出有効期間
2027年3月31日
まで
(切手不要)

1 6 6 8 7 9 0

杉並区阿佐谷南三ー三ー
戸門ビル 201
一般社団法人杉並区建築設計事務所協会内
木造住宅等耐震化支援事務局

行



ご自宅の地震に対するお悩み、

専門家に相談してみませんか？

お住いの住宅等で、地震に対してお悩みのある方、耐震改修を考えている方等を対象に、**区に登録している木造耐震診断士**が建物の耐震に関する様々な相談を受け付けています。

日時 毎月第2水曜日 13:00～16:00

イベント等により開催日が異なる月があります。
詳しくは広報、ホームページでご確認ください。

予約 不要

直接会場にお越しください。

会場 区役所1階ロビー

費用 無料

簡易診断 申込方法

簡易診断は、①インターネット、②郵送またはファクスのいずれかの方法でお申し込みください。

① インターネットによる申込み

右記二次元コードを読み取り、お申し込みください。



<https://logoform.jp/form/Y4gR/216291>

② 郵送またはファクスによる申込み

必要事項を記入し、きりとり線に沿って切り取って郵送いただくか、ファクスを送信してください。

きりとり

杉並区長宛

簡易診断用

申請年月日
令和 年 月 日

木造耐震診断士派遣申込書

フリガナ			
申込者	(木造住宅等の所有者氏名)		
住所	(郵便番号 -)		
電話番号	※診断士から現地調査に関する日程調整の電話があります。		
連絡先	※日程調整の対応者が異なる場合はご記入ください。		
	氏名	関係	連絡先(電話番号等)

木造耐震診断士の派遣を下記のとおり申し込みます。
本申込みによる簡易診断の実施のために必要な、区が保有する個人情報(耐震化支援・建築確認・土地に関する情報)の利用に同意します。

対象となる住宅等の状況 - 記 -

所在地	同上・杉並区	丁目	番	号
新築年月	大正・昭和 年 月	建築確認 通知の 年月日 及び番号	昭和・その他() 年 月 日号	
増築年月	大正・昭和・平成 年 月	不明な場合 空欄可	昭和・平成 年 月 日号	
延べ面積 1・2階合計	m ²	図面の 有 無	有・無	
今後の 予定	耐震改修 除却 未定	※左記の予定が具体的に決まっている場合 令和 年 月頃		

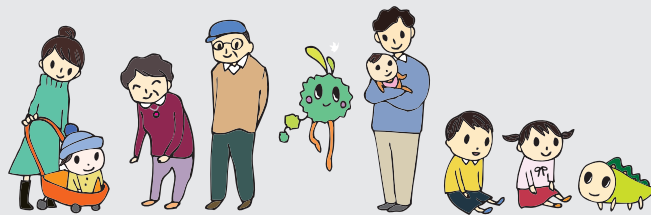
きりとり

簡易診断ファクス送信先

木造住宅等耐震化支援事務局

FAX.03-5335-7428

(このページをそのまま送信してください)



問い合わせ

- 簡易診断・区精密診断について -

木造住宅等耐震化支援事務局

電話 03(5335)7427

- 助成制度について -

杉並区市街地整備課耐震改修担当

電話 03(3312)2111(代)